

広島県告示第八百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和二年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画駐車場事業一号尾道市庁舎駐車場

三 事業施行期間

令和二年七月三十日から令和二年十二月二十八日まで

四 事業地

収用の部分

広島県尾道市久保一丁目地内

使用の部分

なし